

くまの労基



ひと、くらし、みらいのために
熊野労働基準監督署

第 334 号 令和 8 年 3 月 1 日 発行

【1】年次有給休暇取得促進



年次有給休暇 を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進
特設サイト▶



もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。
正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、
以下の要件を満たしている全ての労働者に、年次有給休暇は付与されます。

労働基準法において、労働者は

1. 半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば
年次有給休暇を
取得することができます。

●年次有給休暇の比例付与の詳細はこちら▶

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/roudousya.html>



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、
労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が
高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を揃やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を協定

●年次有給休暇の計画的付与制度の詳細はこちら▶

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/planned-granting/>



時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。
労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

●時間単位の年次有給休暇の詳細はこちら▶

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/holiday/time-unit.html>



労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得については、確実な取得が必要なる日数から差し引くことはできません。

【2】労働基準監督官採用試験案内



労働基準監督官 採用試験 2026

Labour Standards Inspector Recruitment Exam 2026

A 区分(法文系)

B 区分(理工系)



働く人の現在を守り、未来を支える

【2】労働基準監督官採用試験案内

採用試験募集要項

試験日程



受験資格

- 平成8年4月2日から平成17年4月1日生まれの者
- 平成17年4月2日以降生まれの者に次に掲げるもの
 - ①大学を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

- 大学卒業程度

採用予定者数

- 労働基準監督A(法文系) 約145名
- 労働基準監督B(理工系) 約35名

第1次試験 (2025年度採用試験実績。今年度採用試験については、令和8年2月2日に人事院から公表される予定です。)

基礎能力試験(多肢選択式)

※A区分・B区分共通

- 知能分野24題
(文章理解[10]、判断推理[7]、数的推理[4]、資料解釈[3])
- 知識分野6題
(自然・人文・社会に関する時事、情報[6])

専門試験(多肢選択式)

- 労基A**
 - 必須問題12題(労働法[7]、労働事情[5])
 - 選択問題36題中28題
(憲法、行政法、民法、刑法[16]、経済学、労働経済・社会保障、社会学[20])
- 労基B**
 - 必須問題8題(労働事情[8])
 - 選択問題38題中32題
(工学に関する基礎(工学系に共通する基礎としての数学、物理、化学)[38])

専門試験(記述式)

- 労基A**
 - 労働法1題、労働事情1題
- 労基B**
 - 必須問題1題(工業事情)
 - 選択問題3~5題中1題
(工学に関する専門基礎)

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-788-6959
盛岡市	岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3001
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
さいたま市	埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6200
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
京都市	京都労働局	〒604-0846 京都市中京区西替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6482
松江市	鳥根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098-868-4003

厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、労働基準監督官の情報を掲載しています。

労働基準監督官採用試験

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/saiyou/kantokukan.html>

スマホからも簡単アクセス



【3】令和7年労働災害発生状況について（令和8年1月末現在）

令和7年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和8年1月末現在

業種	前年同期 (令和7年1月末)		令和8年1月末		増減				
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷		
					数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	
合計	1	91		92	-1人	-100.0%	+1人	+1.1%	
製造業	食料品	12		7			-5人	-41.7%	
	繊維工業・繊維製品								
	木材・木製品			5			+5人		
	家具・装備品	1		1			±0人	±0.0%	
	化学工業	1		1			±0人	±0.0%	
	窯業土石								
	鉄鋼業・非鉄金属			1			+1人		
	金属製品	2					-2人	-100.0%	
	一般機械器具								
	電気機械器具								
	造船業			1			+1人		
	輸送機械等	1					-1人	-100.0%	
	電気・ガス・水道業								
自動車整備業・機械修理業									
上記以外の製造業	4		3			-1人	-25.0%		
小計		21		19			-2人	-9.5%	
鉱業	採石業			1			+1人		
	上記以外の鉱業								
小計				1			+1人		
建設業	土木工事	6		6			±0人	±0.0%	
	木造家屋建築工事			3			+3人		
	上記以外の建築工事	4		2			-2人	-50.0%	
	その他の建設業	3		4			+1人	+33.3%	
小計		13		15			+2人	+15.4%	
運輸・交通業	道路貨物運送業	2		3			+1人	+50.0%	
	上記以外の運輸交通業								
	陸上貨物取扱業								
	港湾運送業								
小計		2		3			+1人	+50.0%	
第一次産業	農業・畜産業	8		8			±0人	±0.0%	
	林業	1	8	10	-1人	-100.0%	+2人	+25.0%	
	水産業	4		5			+1人	+25.0%	
小計	1	20		23	-1人	-100.0%	+3人	+15.0%	
第三次産業	商業	小売業	5		4			-1人	-20.0%
		新聞販売業	1					-1人	-100.0%
		上記以外の商業	6		3			-3人	-50.0%
	通信業	通信業	1		2			+1人	+100.0%
		保健衛生業	13		7			-6人	-46.2%
	接客娯楽業	社会福祉施設	6		6			±0人	±0.0%
		その他の保健衛生業	1		1			±0人	±0.0%
		旅館業							
	清掃業	ゴルフ場			3			+3人	
		上記以外接客娯楽業							
		ビルメンテナンス業			1			+1人	
警備業	産業廃棄物処理業								
	上記以外の清掃業								
上記以外の事業	3		4			+1人	+33.3%		
小計		35		31			-4人	-11.4%	

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(令和6年0人、令和7年0人)を除く。

【4】令和8年労働災害発生状況について（令和8年1月末現在）

令和8年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和8年1月末現在

業種	前年同期 (令和7年1月末)		令和8年1月末		増減			
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷	
					数(人)	率(%)	数(人)	率(%)
合計		1		3			+2人	+200.0%
製造業	食料品							
	繊維工業・繊維製品							
	木材・木製品							
	家具・装備品							
	化学工業							
	窯業・土石							
	鉄鋼業・非鉄金属							
	金属製品							
	一般機械器具							
	電気機械器具							
	造船業							
	輸送機械等							
	電気・ガス・水道業							
	自動車整備業・機械修理業							
上記以外の製造業								
小計								
鉱業	採石業							
	上記以外の鉱業							
小計								
建設業	土木工事			1			+1人	
	木造家屋建築工事							
	上記以外の建築工事			1			+1人	
	その他の建設業							
小計								
運貨物 輸物 交通 取扱 業	道路貨物運送業							
	上記以外の運輸交通業							
	陸上貨物取扱業							
	港湾運送業							
小計								
第一次産業	農業・畜産業							
	林業							
	水産業							
小計								
第三次産業	商 業	小売業						
		新聞販売業						
		上記以外の商業						
	通 信業	社会福祉施設						
		その他の保健衛生業		1	1			±0人
	接客 娯楽業	旅館業						
		ゴルフ場						
		上記以外接客娯楽業						
	清掃業	ビルメンテナンス業						
		産業廃棄物処理業						
		上記以外の清掃業						
	警備業							
上記以外の事業								
小計		1		1			±0人	±0.0%

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。